

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

嘉麻市立牛隈小学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的・継続的に実施されるようにすること

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校いじめの問題に対する基本的な考え方

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

犯罪行為として取り扱われるべきものとして認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。早期に警察に相談通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○ いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

○ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

○ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。）

※ 各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

※ 再発防止に向けて、学校の教職員は、被害児童生徒及び加害児童生徒について日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① 「いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。」という強い認識を持つこと。
- ② 「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。」という危機意識を持つこと。
- ③ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと。
- ④ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

IV-7-(3)

- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 組織〔いじめ・不登校対策委員会〕の設置

ア 構成員

組織の名称		いじめ・不登校対策委員会			
組織の構成員	教職員	職名等	氏名	分掌等	校内での役職名
		校長	明星 博子		
		教頭	増本 幸治		
		教諭	赤石 志穂美	教務部	教務主任
		教諭	林田 拓也	人間力向上部	生徒指導担当
		教諭	宮下 範子	人間力向上部	児童・生徒支援加配
		養護教諭	深田 実哉子	人間力向上部	教育相談・保健担当
	外部専門家 (必要に応じ)	スクールカウンセラー	岩 切 静	子育て支援課	
		学校支援専門員	山田 泰紀 金丸 洋人	嘉麻市教育研究所	
		スクールサポーター	井原 茂章	嘉麻警察署	
		医師(校医・内科)	藤木 健弘	吉原医院	

イ 役割

- ・年間計画の作成
- ・相談・通報の窓口
- ・情報の収集と記録
- ・いじめの判断
- ・対応方針の決定
- ・PDCA サイクルの検証

ウ 開催時期

毎月、第一水曜日 16時00分開始

(4) 関係機関との連携

- 嘉麻警察署への相談・通報
- 嘉麻市教育委員会
- ※ 「学校は、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。(第23条第2項)」
- 嘉麻市子育て支援課
- 嘉麻市要保護児童対策地域協議会【嘉穂部会】

(5) 報告体制

ア 生徒間暴力におけるいじめに該当するもののダブルカウントの徹底

生徒間暴力として把握した事案のうち、いじめに該当するものがないか十分に事実確認を行い、組織的に事案に対応するとともに、認知した事案については「校内いじめ問題対策委員会」等で総合的に判断し、「生徒指導上の諸問題に関する実態調査(月例報告)」において生徒間暴力といじめの両方に件数を計上し、確実に報告する。

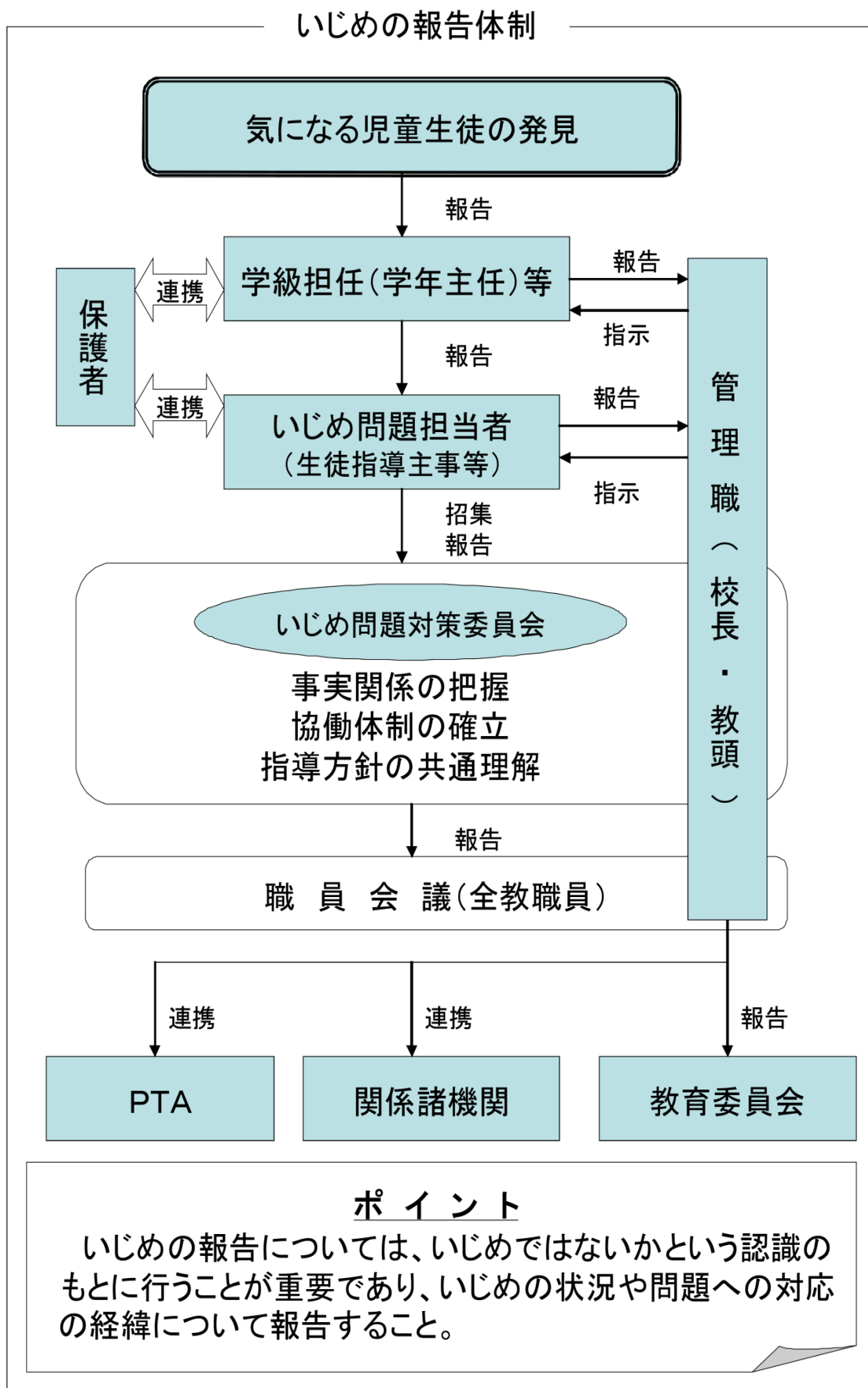
イ いじめにおける重大事態の報告の徹底

①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、速やかに教育委員会に報告し、事件・事故報告書(様式7)を作成し、提出する。

※ 「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、前述の目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

【参考】いじめの「重大な事案」例

- ・ 暴力行為を受け、自殺をほのめかした事案
- ・ 暴言を繰り返し受け、リストカットを行った事案
- ・ 過去のいじめのトラウマにより自殺をほのめかした事案
- ・ ストレスにより突発性難聴になった事案
- ・ 友人同士のけんかを強要された事案
- ・ 金品等に重大な被害を被った事案



(6) いじめの問題に関する教員研修

- 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会（年度当初）
- 市内学校の「再調査報告書」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）
- 専門家を招聘した研修会の実施（夏季休業期間中等）

(7) いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組（取組の実施組織・年間計画）

ア いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的開発的な取組を計画実行する必要がある。

- ① 児童や学級の様子を知る～児童の些細な言動等より精神状態等を推し量る感性を高める。
- ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり・学級づくりを行う。～児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる学習活動や学級活動、学年・学校行事等「心の居場所づくり」の取組。
- ③ 心の通い合う教職員の協力協働体制の構築～教職員の共通理解、互いの学級経営や授業・生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気大切に作る。
- ④ 生徒指導の視点に立つ授業作り～自己決定の場、共感的人間関係の育成、自己存在感の高揚
- ⑤ 命や人権を尊重し豊かな心を育てるための人権教育の充実、道徳教育の充実。
- ⑥ 社会性の育成に向けた取組（特別活動の推進、ピア・サポート等）の実施。

イ いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付にくいところで行われ、瀬在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

- ① 教職員のいじめに気付く力を高める～児童の立場に立つために、一人一人の児童を人格のある人間として向き合い、児童の言葉をきちんと受け止める。
- ② 児童を共感的に理解するために、カウンセリングマインドを高めることが必要である。
- ③ 早期発見のための手立て

- 毎月いじめ・生活アンケートの実施・分析・対策・共通理解
- アンケートを基にした教育相談週間の実施（担任による相談活動：学期1回）
- 「家庭用チェックリスト」を活用した早期発見の取組実施

- ④ 相談しやすい環境づくりをすすめるために、本人や周りの児童からの訴えについては、「良く言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、全力で守る手だてを打たなければならない。「あなたを信じているよ。」という姿勢で疑いなく傾聴する。

⑤ いじめの様態を理解し、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り抜くという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ㊦ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ⇒ **脅迫、名誉棄損、侮辱**
- ㊧ 仲間はずれ、集団による無視 ⇒ 刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ㊨ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする ⇒ **暴行**
- ㊩ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする ⇒ **暴行、傷害**
- ㊪ 金品をたかられる ⇒ **恐喝**
- ㊫ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ⇒ **窃盗、器物損壊**
- ㊬ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ⇒ **強要、強制わいせつ**
- ㊭ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる ⇒ **名誉棄損、侮辱**

ウ いじめへの早期対応の取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめに悩む子どもや保護者の支援に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

① いじめ発見時の緊急対応～いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

・いじめられた児童・いじめを知らせた児童をも守り通すことが重要であり、それらの児童から話を聞く際には、他の児童たちの目に触れないように、場所や時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが重要である。さらに、状況に応じて、登下校、休み時間、給食時間、清掃時間、放課後等においても、教職員の目の届く体制を整備する必要がある。

・事実確認と情報の共有～いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聞きとるとともに、周囲の児童や保護者などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。対応には必ず複数の教職員で当たることとし、事実に基づいて丁寧に行う。管理職の指示のもとに、教職員間の連携と情報の共有を随時に正確に丁寧に行う。

＜把握すべき情報例＞

- ・誰が誰をいじめているのか。 【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか。 【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか 【内容】
- ・いじめのきっかけは何か。 【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか 【期間】

（児童の個人情報、その取り扱いには十分注意すること）

② いじめが起きた場合の対応

〈いじめられた児童に対して〉

- ㊦ 事実確認を行うとともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ㊧ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ㊨ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ㊩ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ㊪ 安易に「喧嘩両成敗的な指導」によって、精神的苦痛が強まることのないようにする。

〈保護者に対して〉

- ㊦ できるだけ発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ㊧ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ㊨ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ㊩ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ㊪ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

〈いじめた児童に対して〉

- ㊦ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向けて指導する。
- ㊧ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにし、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されないことやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〈保護者に対して〉

- ㊦ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ㊧ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ㊨ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

〈まわりの児童に対して〉

- ㊦ 当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを止める仲裁者への転換を促す。
- ㊧ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す。
- ㊨ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ㊩ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。
- ㊪ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、じぶんたちの問題として認識させる。

《継続した指導》

- ㊦ いじめが解決したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ㊧ 教育相談・日記指導・手紙などで積極的に関わり、その後の状況把握に努める。
- ㊨ いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして自信を取り戻させる。

IV-7-(3)

(8) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、パソコンや携帯電話・スマートフォンを管理する保護者との連携した取り組みが必要である。早期発見には、メールを見たときの表情や言動の変化、携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が必要である。

学校での使用法の指導や情報モラルの学習・指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であるので、家庭と緊密に連携・協力した双方での指導が重要となる。

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門機関連携した対応が必要となる。

- ① 情報モラル教育の実施（情報教育支援教員の活用）※全学年、年間に1回実施
- ② 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施 年間に1回実施

(9) 教育相談体制の整備

- いじめアンケートの結果を考察した教育相談週間の実施（毎学期1回）
- 相談ポストの活用
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(10) 保護者・地域等への働きかけ

P T A諸会議や保護者会、学級通信等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設け、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう広報活動を積極的に推進する。

- P T Aとの連携～研修会の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの配付
- 学校だよりや学級通信等を活用したいじめ防止及び家庭教育の重要性の啓発
- 「学校いじめ防止基本方針」の検証・見直しについてP T A役員や評議員・学校関係者評価委員等に参画して頂き、**地域と一体となった「学校いじめ防止基本方針」にするとともに、保護者や地域への周知を徹底する。**

(11) 学校評価・学校関係者評価

- アンケートによるいじめに関わる取組について評価を実施
- 「学校いじめ防止基本方針」に関する検証・見直しに参画して頂く。

(12) 取組状況の評価（教員評価）

- 各学期の取組を評価分析
- P D C Aサイクルに基づき、毎年度いじめ防止等の取組の検証を行うとともに、その結果を勘案して、**必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。**

